

第4期障害福祉計画の策定に向けた区市町村における留意事項

- 福祉施設入所者の地域生活移行については、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを基本に目標を設定すること。
なお、施設入所者について、実態及び本人の意向の把握が必要であり、それを踏まえた取組が求められること。
また、障害福祉サービス及び相談支援について、目標達成に必要な量を見込むこと。
- 施設入所者数については、入所待機者等の状況を踏まえ、施設入所が真に必要な者について適切に把握し、実情に応じて設定すること。
なお、入所待機者について、実態及び本人の意向の把握が必要であり、それを踏まえた取組が求められる。
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行については、都道府県において目標を設定することとなっており、東京都においては、国の基本指針に即して目標を設定する予定である。
区市町村においては、平成26年9月5日付け精神保健・医療課事務連絡「精神科病院への入院患者数について」により情報提供した区市町村ごとの入院患者数、長期在院者数等を参考に、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込む必要がある。
- 地域生活支援拠点等の整備については、各区市町村に少なくとも一つ整備することを基本とするが、国は、先駆的・先進的に取り組もうとする区市町村等においてモデル事業を平成27年度に実施し、効果検証・情報発信することを予定しており、その取組も踏まえて、各地域の実情に応じた整備の在り方を検討する必要がある。
- 福祉施設からの一般就労移行者数については、平成24年度実績の2倍以上を基本に目標を設定すること。
なお、東京都では、このほかに、福祉施設からの一般就労に限らず、「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数の成果目標を独自に定めることとしており、平成29年度の目標値を2,000人～2,500人を基本に今後精査していくこととしている。
- 就労移行支援事業の利用者数については、東京都は、国の基本指針で設定している一律の目標は設定せず、各地域の実情に応じて必要な量を見込むこととするが、成果目標を達成するための活動指標として定期的にモニタリングする必要がある。
- 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率については、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

- 活動指標については、中間報告様式で示されているところに従い、各年度における月間量を見込むこと。(独自に詳細な内訳等を設定することは妨げられない。)
 - ※ 今後、区市町村計画の積算と東京都計画との整合を図ることが必要。
 - ※ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援については、各月の利用見込人数(計画相談については、各月のサービス利用支援、継続サービス利用支援の利用見込人数)を基に、各月平均で見込むこと。

- 毎年度の特別支援学校卒業生による新たなニーズを確実に見込むこと。

- 障害児施設入所者のうち18歳以上のものについては、成果目標及び生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援の見込量には含めないこと。

- 計画相談支援については、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するために、引き続き、体制整備を計画的に進める必要がある。また、地域相談支援についても体制の充実を図る必要がある。

- 児童福祉法に基づく障害児支援についても、障害福祉サービス等に準じて基盤整備に係る計画を策定するよう努めること。
なお、中間報告については、すべての区市町村において障害児支援の見込量を報告すること。

- グループホームについては、サービス見込量(利用者数)とともに、各年度末における整備見込量(定員数)についても中間報告を行うこととされており、定員数と利用者数との関係が重要である。

- 計画の策定に当たっては、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲についての障害者総合支援法対象疾病検討会の検討状況も踏まえて、適切に策定すること。

- 地域生活支援事業については、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成21年1月8日付障企自発第0108001号厚生労働省通知)により、地域の実情に応じて、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各事業の見込量の確保のための方策等を定めること。